

平成28年度

静岡労働局の

雇用関係助成金サポートガイド

(雇用関係助成金のご案内をご利用の方に)



「浜松城」写真提供：浜松観光コンベンションビューロー



各種雇用関係助成金
厚生労働省静岡労働局

～ご利用の手引き～

このガイドブックは、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などをサポートする、静岡労働局・ハローワーク及び関係機関の助成金について紹介しています。

希望される助成金があった場合には詳細なパンフレットがありますので、相談窓口までお問い合わせください。

受給対象となる事業主

- 雇用保険適用事業所の事業主
- 期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主
 - * 審査への協力の具体例
 - ・ 審査に必要な書類を整備・保管する。
 - ・ 都道府県労働局、ハローワーク、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。
 - ・ 都道府県労働局、ハローワーク、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構の現地調査に応じる。

支給申請期間

助成金の支給申請期間は、申請が可能となった日から2か月以内とします。

中小企業事業主の範囲

助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

業種	資本金の額・出資の額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

ただし、以下の助成金については範囲が異なります。

〈職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）〉

業種	資本金の額・出資の額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業※	3億円以下	または	900人以下
ソフトウェア業 又は 情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

※自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

〈中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金、両立支援等助成金（女性活躍加速化助成金）業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が300人以下

<助成金申請に当たってのご注意>

- 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められるとともに、事業主名等が公表されることがあります。
- 都道府県労働局に提出した支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。
- 雇用関係助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。

実際に助成金を受給するためには、上記の要件と併せて、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。

詳しくは静岡労働局・ハローワーク・独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部 高齢・障害者業務課にお問い合わせください。

詳しくは「雇用関係助成金」で検索してください

雇用関係助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/>

[koyou_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)

《ガイドブックの見方》

助成金一覧

助成金の名称

助成金のコース等の名称
(記載がある場合)

相談窓口 (お問い合わせ先)

25 キャリアアップ助成金

【労働局・ハローワーク】

I 正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換または直接雇用した事業主に対して助成

①有期→正規 1人あたり60万円 (中小企業以外45万円)

②有期→無期 1人あたり30万円 (中小企業以外22.5万円)

③無期→正規 1人あたり30万円 (中小企業以外22.5万円)

事業主の方が取り組みたい内容に対する助成

取組内容に係る助成率や助成金額等

雇用関係助成金をご利用の方へ

～助成金メニューのご紹介～

- 1 新たに労働者を雇い入れる場合の支援及び助成金…………… P 1～2
 - 【新たに労働者を採用したい】
 - 【労働者の再就職を支援したい】
 - 【新たに障害者を雇用したい】

- 2 労働者の処遇や職場環境の改善を図る場合の支援及び助成金…………… P 2～3
 - 【従業員の処遇や職場環境の改善を図りたい】
 - 【障害者を継続して雇用したい】

- 3 仕事と家庭の両立に対する支援及び助成金…………… P 3
 - 【育児を行う労働者の仕事と家庭の両立に取り組みたい】
 - 【介護を行う労働者の仕事と家庭の両立に取り組みたい】

- 4 労働者の職業能力向上を図る場合の支援及び助成金…………… P 4
 - 【労働者を育成し正規雇用したい】
 - 【キャリア形成に取り組む労働者を支援したい】

- 5 雇用の維持・再就職に対する支援及び支援策…………… P 4
 - 【事業の縮小を余儀なくされたが労働者の雇用の維持を図りたい】
 - 【離職を余儀なくされた労働者の再就職を支援したい】

- ◆雇用関係助成金一覧…………… P 5～11
- ◆お問合せ先一覧表…………… P 12

静岡労働局の助成金活用メニュー

1 新たに労働者を雇い入れる場合の支援及び助成金

【新たに労働者を採用したい】

- 高年齢者、障害者、母子家庭の母等（就職困難者）をハローワーク等の紹介で雇い入れたい。
→ **特定求職者雇用開発助成金** （5頁、ハローワーク）
- 三年以内の既卒者・中退者を新卒求人の対象として募集し雇い入れたい。
→ **三年以内既卒者等採用定着奨励金** （8頁、ハローワーク）
- 安定就業を希望する未経験者等をハローワーク等の紹介で試行的・段階的に雇い入れたい。
→ **トライアル雇用奨励金** （7頁、ハローワーク）

【労働者の再就職を支援したい】

- 再就職支援計画書等の対象となった労働者を受け入れたい。
→ **労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金/早期雇入れ支援）** （5頁、労働局・ハローワーク）
- 再就職支援計画書等の対象となった労働者を受け入れ、教育訓練を行いたい。
→ **労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金/人材育成支援）** （5頁、労働局・ハローワーク）

【新たに障害者を雇用したい】

- 障害者をハローワーク等の紹介で試行的・段階的に雇い入れたい。
→ **障害者トライアル雇用奨励金** （6頁、ハローワーク）
- これまで障害者雇用の経験はないが、障害者を雇用して法定雇用率を達成したい。
※労働者数 50人～300人の事業主
→ **障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）** （6頁、ハローワーク）
- 雇入れ計画に基づき障害者を10人以上雇用し、そのために必要な設置整備をしたい。
→ **中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金** （6頁、ハローワーク）
- 発達障害者・難治性疾患患者の方をハローワーク等の紹介で雇い入れたい。
→ **発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金** （6頁、ハローワーク）

○障害者の方をハローワーク等の紹介で雇い入れ、その業務に必要な援助や指導を行う
職場支援員を配置したい。

→ **障害者雇用安定奨励金（障害者職場定着支援奨励金）**

（7頁、ハローワーク）

2 労働者の処遇や職場環境の改善を図る場合の支援及び助成金

【従業員の処遇や職場環境の改善を図りたい】

○高年齢者の活用促進のための雇用環境整備を図りたい。

→ **高年齢者雇用安定助成金（高年齢者活用促進コース）**

（6頁、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

○雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、介護福祉機器等）を導入し、従業員の離職率を低下させたい。

→ **職場定着支援助成金（個別企業助成コース）**

（8頁、労働局・ハローワーク）

○中小企業を構成員とする事業協同組合であるが、構成員である企業の人材確保や職場定着など労働環境の向上を図るための事業を行いたい。

→ **職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）**

（8頁、労働局・ハローワーク）

○建設労働者の雇用管理改善や魅力ある職場づくりをしたい。

→ **建設労働者確保育成助成金**

（8頁、労働局・ハローワーク）

○有期契約労働者等（契約社員・パート等）を正規雇用へ転換または派遣労働者を直接雇用したい。

→ **キャリアアップ助成金（正社員化コース）**

（9頁、労働局・ハローワーク）

○有期契約労働者等の賃金テーブルの処遇改善をしたい。

→ **キャリアアップ助成金（処遇改善コース/賃金テーブル改定）**

（10頁、労働局・ハローワーク）

○短時間労働者の週所定労働時間を延長して社会保険に加入させたい。

→ **キャリアアップ助成金（処遇改善コース/短時間労働者の労働時間延長）**

（10頁、労働局・ハローワーク）

【障害者を継続して雇用したい】

○雇用している障害者に対して、職場適応援助者を配置して障害者の職場適応・定着を図りたい。

→ **障害者雇用安定奨励金（企業在籍型職場適応援助促進助成金）**
（7頁、ハローワーク）

○中途障害者を職場復帰させるために職場適応の措置を行いたい。

→ **障害者職場復帰支援助成金**
（7頁、ハローワーク）

○障害者を継続して雇用するため、作業・福祉施設の整備や雇用管理のための介助者・援助者の配置等を行いたい。

→ **障害者納付金制度に基づく各種助成金**
（7頁、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

3 仕事と家庭の両立に対する支援及び助成金

【育児を行う労働者の仕事と家庭の両立に取り組みたい】

○労働者のための事業所内保育施設を設置・運営・増築したい。

→ **両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）**
（9頁、労働局雇用環境・均等室）

○男性労働者に育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組みたい。

→ **両立支援等助成金（出生時両立支援助成金）**
（9頁、労働局雇用環境・均等室）

○育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を現職に復帰させたい。

→ **両立支援等助成金（中小企業両立支援助成金/代替要員確保コース）**
（9頁、労働局雇用環境・均等室）

○育休復帰支援プランを作成し、労働者の育児休業取得、職場復帰をさせたい。

→ **両立支援等助成金（中小企業両立支援助成金/育休復帰支援プランコース）**
（9頁、労働局雇用環境・均等室）

○育児休業中や復職後の労働者に能力アップのための訓練をしたい。

→ **キャリア形成促進助成金（重点訓練コース/育休中・復職後等人材育成訓練）**
（11頁、労働局・ハローワーク）

【介護を行う労働者の仕事と家庭の両立に取り組みたい】

○介護を行う労働者の介護離職を予防したい。

→ **両立支援等助成金（介護支援取組助成金）**
（9頁、労働局雇用環境・均等室）

4 労働者の職業能力向上を図る場合の支援及び助成金

【労働者を育成し正規雇用したい】

○有期契約労働者等に対して、職業訓練や実習等を通じて育成し、正規雇用への転換を検討したい。

→ **キャリアアップ助成金（人材育成コース）**

（10頁、労働局・ハローワーク）

【キャリア形成に取り組む労働者を支援したい】

○職業訓練などを実施し、キャリア形成に取り組む労働者を支援したい。

→ **キャリア形成促進助成金**

（10頁、労働局・ハローワーク）

○従業員に教育訓練、職業能力評価制度を導入し人材育成をしたい。

→ **キャリア形成助成金（制度導入コース/教育訓練・職業能力評価制度）**

（11頁、労働局・ハローワーク）

○技能検定に合格した従業員に報奨金を支給したい。

→ **キャリア形成助成金（制度導入コース/技能検定合格報奨金制度）**

（11頁、労働局・ハローワーク）

5 雇用の維持・再就職に対する支援及び助成金

【事業の縮小を余儀なくされたが労働者の雇用の維持を図りたい】

○景気の変動、産業構造の変化など経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされたが、休業、教育訓練又は出向によって労働者の雇用を維持したい。

→ **雇用調整助成金**

（5頁、ハローワーク）

【離職を余儀なくされた労働者の再就職を支援したい】

○事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対して、再就職を実現するための支援を民間紹介事業者に委託して実施したい。

→ **労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）**

（5頁、ハローワーク）

雇用関係助成金一覧

A. 雇用維持関係の助成金

(問い合わせ先)

【労働局・ハローワーク】静岡労働局職業対策課またはハローワーク

【機構】(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部 高齢・障害者業務課

1 雇用調整助成金

【ハローワーク】

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合(※1)に、休業、教育訓練、または出向(※2)によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成

(※1)売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等

(※2)3か月以上1年以内の出向に限る

【休業・教育訓練の場合】

休業手当等の一部助成2/3(中小企業以外1/2)

教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算

【出向の場合】

出向元事業主の負担額の一部助成2/3(中小企業以外1/2)

B. 再就職支援関係の助成金

2 労働移動支援助成金

【労働局・ハローワーク】

I 再就職支援奨励金

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成

委託費用の2/3(中小企業以外1/2)

支給対象者45歳以上 委託費用の4/5(中小企業以外2/3)

(1人あたり上限60万円、再就職支援委託時に10万円を支給し、残りを再就職実現時に支給)

訓練を委託した場合、月6万円を加算(上限3か月分)

グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算

求職活動のための休暇を付与した場合、

日額8,000円(中小企業以外5,000円)を支給

(上限180日分、再就職実現時のみ支給、委託なしでも支給可能)

II 受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援)

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日から3か月以内に雇い入れた事業主に対して助成

1人あたり40万円 ※1年度1事業所あたり500人が上限

III 受入れ人材育成支援奨励金(人材育成支援)

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を雇い入れ、訓練(※)を行った事業主に対して助成

(※)Off-JTのみ、またはOff-JTとOJT

Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円

訓練経費助成 実費相当額(上限30万円)

OJT 訓練実施助成 1時間あたり700円

IV キャリア希望実現支援助成金(生涯現役移籍受入れ支援)

生涯現役企業(※)として移籍等により期間の定めのない労働者(40歳以上60歳未満)を受け入れた事業主に対して助成

(※)66歳以上の継続雇用が可能な企業

1人あたり40万円 ※1年度1事業所あたり500人が上限

V キャリア希望実現支援助成金(移籍人材育成支援)

移籍等により期間の定めのない労働者として受け入れ、訓練(※)を行った事業主に対して助成

(※)Off-JTのみ、またはOff-JTとOJT

Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円

訓練経費助成 実費相当額(上限30万円)

OJT 訓練実施助成 1時間あたり700円

C. 高年齢者・障害者等関係の助成金

3 特定求職者雇用開発助成金

【ハローワーク】

I 特定就職困難者雇用開発助成金☆

高年齢者(60歳以上65歳未満)や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成

(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが事実と認められること

【高年齢者(60~64歳)、母子家庭の母等】

1人あたり60万円(中小企業以外50万円)

短時間労働者(※)は40万円(中小企業以外30万円)

【身体・知的障害者(重度以外)】

1人あたり120万円(中小企業以外50万円)

短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外30万円)

【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】

1人あたり240万円(中小企業以外100万円)

短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外30万円)

(※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)

II 高齢者雇用開発特別奨励金	
<p>65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成</p> <p>(※)1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが確実であると認められること</p>	<p>1人あたり70万円(中小企業以外60万円) 短時間労働者は50万円(中小企業以外40万円)</p>
III 被災者雇用開発助成金	
<p>東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成</p> <p>(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが見込まれること</p>	<p>1人あたり60万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者は40万円(中小企業以外30万円)</p>
4 高齢者雇用安定助成金 【機構】	
I 高齢者活用促進コース	
<p>高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置(※)を実施する事業主に対して助成</p> <p>(※)次の①～⑤のいずれかの措置</p> <p>①新たな事業分野への進出等による高齢者の職場または職務の創出 ②機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高齢者の就労機会の拡大 ③高齢者の就労機会の拡大するための雇用管理制度の導入または見直し ④労働協約または就業規則による健康診断を実施するための制度の導入 ⑤労働協約または就業規則による定年の引上げ、定年の定め</p>	<p>支給対象経費の2/3(中小企業以外1/2) 60歳以上雇用保険被保険者1人あたり上限20万円(上限1,000万円)</p> <p>次のa～cのいずれかの場合 a 建設、製造、医療、保育または介護の分野に係る事業を営む事業主 b 65歳以上の高齢者(高齢継続被保険者)の雇用割合が当該事業所に雇用される常用被保険者の4%以上の事業主 c ②の措置を実施した事業主 60歳以上雇用保険被保険者1人あたり上限30万円(上限1,000万円)</p>
II 高齢者無期雇用転換コース	
<p>50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成</p>	<p>1人あたり50万円(中小企業以外は40万円)</p>
5 障害者トライアル雇用奨励金 【ハローワーク】	
I 障害者トライアル雇用奨励金	
<p>就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う場合に助成</p>	<p>1人あたり月額最大4万円(最長3か月間) 精神障害者を初めて雇用する場合 月額最大8万円(最長3か月間)</p>
II 障害者短時間トライアル雇用奨励金	
<p>直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者または発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う場合に助成</p>	<p>1人あたり月額最大2万円(最長12か月間)</p>
6 障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金) 【ハローワーク】	
<p>障害者雇用の経験のない中小企業(※1)において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合(※2)に助成</p> <p>(※1)障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数50～300人の中小企業 (※2)1人目の対象労働者を雇い入れた日の翌日から起算して3か月後までの間に、雇い入れた対象労働者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となって、法定雇用率を達成すること</p>	<p>対象となる措置のすべてを満たした場合、120万円</p>
7 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 【ハローワーク】	
<p>中小企業である事業主が、地域の障害者雇用促進のための計画を作成し、当該計画に基づき障害者を10人以上等多数雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成</p>	<p>支給対象者数と施設整備に要した費用に応じて 総額2,000～3,000万円(3年間)</p>
8 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 【ハローワーク】	
<p>発達障害者または難治性疾患患者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して助成</p>	<p>1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者は80万円(中小企業以外30万円)</p>

9 障害者雇用安定奨励金 【ハローワーク】	
I 障害者職場定着支援奨励金	
<p>障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員(※)を配置する事業主に対して助成</p> <p>(※)職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限</p>	<p>【職場支援員を雇用契約または業務委託契約により配置した場合】 1人あたり月額4万円(中小企業以外月額3万円) 短時間労働者は、月額2万円(中小企業以外月額1万5千円)</p> <p>【職場支援員を委嘱契約により配置した場合】 委嘱による支援1回あたり1万円</p> <p>※助成対象期間は、2年間(精神障害者は3年間)が上限</p>
II 訪問型職場適応援助促進助成金	
<p>職場適応援助者(※)による援助を必要とする障害者のために、事業所に職場適応援助者を訪問させる事業主に対して助成</p> <p>(※)ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする担当者</p>	<p>1日の支援時間が4時間以上の日 1万6千円 1日の支援時間が4時間未満の日 8千円</p> <p>※助成対象期間は、1年8か月(精神障害者は2年8か月)が上限 訪問型職場適応援助者養成研修の受講料の1/2</p>
III 企業在籍型職場適応援助促進助成金	
<p>職場適応援助者(※)による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者を配置して援助を行う事業主に対して助成</p>	<p>1人あたり月額8万円(中小企業以外月額6万円) 短時間労働者は、月額4万円(中小企業以外月額3万円)</p> <p>※助成対象期間は、6か月が上限 企業在籍型職場適応援助者養成研修の受講料の1/2</p>
10 障害者職場復帰支援助成金 【ハローワーク】	
<p>職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い中途障害者に職場復帰をさせた事業主に対して助成</p>	1人あたり70万円(中小企業以外50万円)
11 障害者作業施設設置等助成金★ 【機構】	
<p>雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成</p>	支給対象費用の2/3
12 障害者福祉施設設置等助成金★ 【機構】	
<p>継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成</p>	支給対象費用の1/3
13 障害者介助等助成金★ 【機構】	
<p>雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主を対象に助成</p>	<p>【職場介助者の配置または委嘱】 支給対象費用の3/4 【職場介助者の配置または委嘱の継続措置】 支給対象費用の2/3 【手話通訳担当者の委嘱】 委嘱1回あたりの費用の3/4</p>
14 重度障害者等通勤対策助成金★ 【機構】	
<p>雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う事業主を対象として助成</p>	支給対象費用の3/4
15 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金★ 【機構】	
<p>重度障害者を多数雇用(※)し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成</p> <p>(※)重度障害者を、1年以上の期間、10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20%以上であること</p>	支給対象費用の2/3(特例の場合3/4)
16 障害者職業能力開発助成金 【ハローワーク】	
I 障害者職業能力開発訓練施設等助成金	
<p>障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行うための施設または設備の設置、整備、更新を行う事業主等に対して助成</p>	【施設設置費】 支給対象費用の3/4
II 障害者職業能力開発訓練運営費助成金	
<p>障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成</p>	【運営費】 支給対象費用の3/4または4/5
D. 雇入れ関係のその他の助成金	
17 トライアル雇用奨励金 【ハローワーク】	
<p>職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者(※)について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用した場合に助成</p> <p>(※)次の①～⑥のいずれかに該当する者</p> <p>① 就労経験のない職業に就くことを希望する者 ② 学校卒業後3年以内で、安定した職業に就いていない者 ③ 2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者 ④ 離職している期間が1年を超えている者 ⑤ 妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの ⑥ 就職支援に当たって特別の配慮を要する以下の者 ア 生活保護受給者、イ 母子家庭の母等、ウ 父子家庭の父、エ 日雇労働者、オ 季節労働者、カ 中国残留邦人等永住帰国者、キ ホームレス、ク 住居喪失不安定就労者</p>	<p>1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)</p> <p>対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 月額最大5万円(最長3か月間)</p> <p>若者雇用促進法に基づく認定事業主が 35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合 月額最大5万円(最長3か月間)</p>

18 地域雇用開発助成金		【労働局・ハローワーク】
I 地域雇用開発奨励金		
同意雇用開発促進地域(※1)または過疎等雇用改善地域(※2)において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った場合に助成 (※1)求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している、「地域雇用開発促進法」第7条に規定する地域 (※2)若年層・壮年層の流出が著しい、「雇用保険法施行規則」第112条に基づき厚生労働大臣が指定する地域	事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて50～800万円を支給(最大3年間(3回)支給) 創業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ 中小企業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ	
II 沖縄若年者雇用促進奨励金		
沖縄県の区域内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇入れ(※)を行った場合に助成 (※)新規学卒者でない者を3人以上雇い入れること	支払った賃金に相当する額の1/3(中小企業以外1/4) 助成対象期間は1年間(定着状況が特に優良な場合は2年間) 定着状況が特に優良な場合の2年目の助成額 支払った賃金に相当する額の1/2(中小企業以外1/3)	
19 三年以内既卒者等採用定着奨励金		【労働局・ハローワーク】
学校等の既卒者・中退者又は高校中退者の応募が可能な新卒求人申込みまたは募集を新たに行い、雇入れ(※)から一定期間定着した場合に助成 ※当該求人申込みまたは募集前3年度間において、既卒者・中退者または高校中退者が応募可能な新卒求人申込みまたは募集を行っていないこと	【既卒者等コース】上限2名(中小企業以外1名) 1人目 70万円(中小企業以外35万円) 2人目 35万円 【高校中退者コース】上限2名(中小企業以外1名) 1人目 80万円(中小企業以外40万円) 2人目 45万円 ※ユースエール認定企業はいずれも10万円加算	
20 生涯現役起業支援助成金		【労働局・ハローワーク】
中高年齢者(40歳以上)が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者(中高年齢者)の雇入れ(※1)を行う際に要した、雇用創出措置(※2)について助成を行う。 (※1)60歳以上の方を2名以上、または40歳以上の方を3名以上 (※2)対象労働者の雇入れにあたり、事業主が行うべき措置であって、募集及び採用並びに教育訓練に関するもの。	起業者が60歳以上の場合 助成率 2/3 助成額の上限 200万円 起業者が40歳～59歳の場合 助成率 1/2 助成額の上限 150万円	

E. 雇用環境の整備関係等の助成金

21 職場定着支援助成金		【労働局・ハローワーク】
I 個別企業助成コース		
雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度)の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成	【雇用管理制度】 制度導入助成 各10万円 評価・処遇制度 研修制度 健康づくり制度 メンター制度 目標達成助成(※) 60万円 【介護福祉機器等(介護事業所)】 支給対象費用の1/2(上限300万円) 【介護労働者雇用管理制度(介護事業主)】 制度整備助成 50万円 目標達成助成(※) 第1回:60万円、第2回:90万円 ※ 目標達成助成は一定期間経過後に離職率の目標を達成した場合に支給	
II 中小企業団体助成コース		
都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)上限1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限 800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限 600万円	
22 建設労働者確保育成助成金		【労働局・ハローワーク】
建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成	【認定訓練】経費助成:補助対象経費の1/6 賃金助成:1人あたり日額5,000円 【技能実習】経費助成:支給対象費用の9/10(委託の場合8/10) ただし、被災三県は10/10(委託の場合含む) 賃金助成:1人あたり日額8,000円 【雇用管理制度】入職率に係る目標達成助成:60万円 【登録基幹技能者処遇向上】1人あたり年額10万円(最大3年間) 【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業】支給対象経費の2/3 (中小建設事業主、中小建設事業主団体以外は1/2) 【建設広域教育訓練】推進活動経費助成:支給対象経費の2/3 施設設置等経費助成:支給対象経費の1/2 【作業員宿舎等設置】支給対象費用の2/3 【女性専用作業員施設設置】支給対象費用の2/3	

23 通年雇用奨励金 【労働局・ハローワーク】	
北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成	【事業所内就業、事業所外就業】 支払った賃金の2/3(第1回目) 支払った賃金の1/2(第2～3回目) 【休業】 休業手当と賃金の1/2(第1回目)、1/3(第2回目) 【業務転換】 支払った賃金の1/3 【訓練】 支給対象経費の1/2(季節的業務)、2/3(季節的業務以外) 【新分野進出】 支給対象経費の1/10 【季節トライアル雇用】 支払った賃金の1/2(減額あり)

F. 仕事と家庭の両立支援関係の助成金

24 両立支援等助成金 【労働局(雇用環境・均等室)】	
I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	
労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成 ※平成28年4月1日以降、運営費の事後認定を除き、新規計画の認定申請は受け付けていません。	設置費用の2/3(中小企業以外1/3) 設置費用: 上限2,300万円(中小企業以外1,500万円) 運営費用の1～5年目 年間の1日平均保育乳幼児1人当たり 年額45万円(中小企業以外34万円) 上限1,800万円(中小企業以外1,360万円) 増築又は建替え費用の1/2(中小企業以外1/3) 増築: 上限1,150万円(中小企業以外750万円) 建替え: 上限2,300万円(中小企業以外1,500万円)
II 出生時両立支援助成金	
男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組む、かつ、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主に対して助成	最初の1人 60万円(大企業は30万円) 2人目以降の対象者 15万円
III 介護支援取組助成金	
仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に対して助成	1企業あたり1回限り 60万円
IV 中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)	
育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して助成	1人あたり50万円、1年度の上限10人 育児休業取得者が期間雇用者の場合、労働者1人あたり10万円加算 期間雇用者を無期雇用者として復帰させた場合はさらに10万円加算 ※くるみん取得企業の場合、平成37年3月31日までに50人まで
V 中小企業両立支援助成金(育休復帰支援プランコース)	
育休復帰支援プランを作成し、プランに基づく取組により、労働者の育児休業取得、職場復帰させた事業主に対して助成	1企業あたり2人まで(無期雇用者1人、期間雇用者1人) 1人につき育休取得時30万円、職場復帰時30万円
VI 女性活躍加速化助成金	
行動計画に女性の活躍に関する取組目標、数値目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組む、目標を達成した事業主に対して助成	1企業あたり各1回 取組目標達成時30万円(中小企業のみ) 数値目標達成時30万円

G. キャリアアップ・人材育成関係の助成金

25 キャリアアップ助成金 【労働局・ハローワーク】	
I 正社員化コース	
有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換または直接雇用した事業主に対して助成	①有期→正規 1人あたり60万円(中小企業以外45万円) ②有期→無期 1人あたり30万円(中小企業以外22.5万円) ③無期→正規 1人あたり30万円(中小企業以外22.5万円) ④有期→多様な正社員 1人あたり40万円(中小企業以外30万円) ⑤無期→多様な正社員 1人あたり10万円(中小企業以外7.5万円) ⑥多様な正社員→正規 1人あたり20万円(中小企業以外15万円) ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用または多様な正社員として直接雇用する場合 ①③1人あたり30万円加算 ④⑤1人あたり15万円加算 ※ 支給対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 若者雇用促進法に基づく認定事業主における対象者が35歳未満の場合 1人あたり①10万円加算 ②～⑥5万円加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合 ④⑤1事業所あたり10万円(中小企業以外7.5万円)加算

25 キャリアアップ助成金

【労働局・ハローワーク】

II 人材育成コース

<p>有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成</p>	<p>Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外500円) Off-JT 訓練経費助成 Off-JTの訓練時間数に応じた次の金額(※1) 【一般職業訓練(育児休業中訓練(※2)を含む) 有期実習型訓練】 100時間未満 10万円(中小企業以外7万円) 100時間以上200時間未満 20万円(中小企業以外15万円) 200時間以上 30万円(中小企業以外20万円) 【中長期的キャリア形成訓練】 (有期実習型訓練修了後に正社員等に転換された場合) 100時間未満 15万円(中小企業以外10万円) 100時間以上200時間未満 30万円(中小企業以外20万円) 200時間以上 50万円(中小企業以外30万円) ※1 事業主が負担した実費が上記を下回る場合は実費を限度 ※2 育児休業中訓練は訓練経費助成のみ OJT 訓練実施助成 1時間あたり800円(中小企業以外700円)</p>
--------------------------------------	---

III 処遇改善コース(賃金テーブル改定)

<p>有期契約労働者等の賃金テーブル等を増額改定(※)し、昇給を図った事業主に対して助成</p> <p>(※)賃金テーブル等を2%以上増額改定</p>	<p>すべての有期契約労働者等の賃金テーブル等を増額改定した場合 1~3人 10万円(中小企業以外7.5万円) 4~6人 20万円(中小企業以外15万円) 7~10人 30万円(中小企業以外20万円) 11~100人 1人あたり3万円(中小企業以外2万円)</p> <p>一部の賃金テーブル等を増額改定した場合 1~3人 5万円(中小企業以外3.5万円) 4~6人 10万円(中小企業以外7.5万円) 7~10人 15万円(中小企業以外10万円) 11~100人 1人あたり1.5万円(中小企業以外1万円)</p> <p>職務評価を活用して処遇改善を行った場合 1事業所あたり20万円(中小企業以外は15万円)加算</p>
---	--

IV 処遇改善コース(共通処遇推進制度)

<p>有期契約労働者等に対して、正規雇用労働者と共通の処遇制度(健康診断制度(※)、賃金テーブル等)を導入・適用した事業主に対して助成</p> <p>(※)有期契約労働者等の4人以上に実施</p>	<p>【健康診断制度】1事業所あたり40万円(中小企業以外30万円) 【賃金テーブル等】1事業所あたり60万円(中小企業以外45万円)</p>
--	--

V 処遇改善コース(短時間労働者の労働時間延長)

<p>短時間労働者の週所定労働時間の延長(※)を行った事業主に対して助成</p> <p>(※)週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長し社会保険を適用</p>	<p>1人あたり20万円(中小企業以外15万円)</p>
---	------------------------------

26 キャリア形成促進助成金

【労働局・ハローワーク】

I 雇成型訓練コース(特定分野認定実習併用職業訓練)

<p>建設業、製造業、情報通信業が実施する厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練</p>	<p>賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の2/3(中小企業以外1/2) OJT実施助成 1時間あたり700円(中小企業以外400円)</p>
---	---

II 雇成型訓練コース(認定実習併用職業訓練)

<p>厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練(Iの訓練を除く)</p>	<p>賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の1/2(中小企業以外1/3) OJT実施助成 1時間あたり700円(中小企業以外400円)</p>
--------------------------------------	---

III 雇成型訓練コース(中高年齢者雇成型訓練)

<p>直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等を対象としたOJT付き訓練</p>	<p>賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の1/2(中小企業以外1/3) OJT実施助成 1時間あたり700円(中小企業以外400円)</p>
--	---

IV 重点訓練コース(若年人材育成訓練)

<p>採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練</p>	<p>賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の1/2(中小企業以外1/3)</p>
--------------------------------	---

26 キャリア形成促進助成金

【労働局・ハローワーク】

V 重点訓練コース(熟練技能育成・承継訓練)	
熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の1/2(中小企業以外1/3)
VI 重点訓練コース(成長分野等・グローバル人材育成訓練)	
成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練	賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の1/2(中小企業以外1/3)
VII 重点訓練コース(中長期的キャリア形成訓練)	
専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定した講座の受講支援を助成	賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の1/2(中小企業以外1/3)
VIII 重点訓練コース(育児中・復職後等人材育成訓練)	
育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練(訓練時間10時間以上)	賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の2/3(中小企業以外1/2)
IX 一般型訓練コース(一般企業型訓練)	
雇用する労働者に対する政策課題対応型訓練以外の職業訓練を助成(対象は中小企業) ※定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保を制度として規定することが要件	賃金助成 1時間あたり400円 訓練経費助成 実費相当額の1/3
X 一般型訓練コース(一般団体型訓練)	
事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、①若年労働者への訓練、②熟練技能の育成・承継のための訓練、③育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練を助成	訓練経費助成 (①・②の場合)実費相当額の1/2 (③の場合) 実費相当額の2/3
XI 制度導入コース(教育訓練・職業能力評価制度)	
従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成	制度導入実施助成 50万円(中小企業以外25万円)
XII 制度導入コース(セルフ・キャリアドック制度)	
一定の要件を満たすセルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成	制度導入実施助成 50万円(中小企業以外25万円)
XIII 制度導入コース(技能検定合格報奨金制度)	
技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成	制度導入実施助成 50万円(中小企業以外25万円)
XIV 制度導入コース(教育訓練休暇等制度)	
教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成	制度導入実施助成 50万円(中小企業以外25万円)
XV 制度導入コース(社内検定制度)	
社内検定制度を導入し、実施した場合に助成	制度導入実施助成 50万円(中小企業以外25万円)
XVI 制度導入コース(事業主団体助成制度)	
従業員に対し、教育訓練か職業能力評価を行う構成事業主の支援及び業界検定・教育訓練プログラムの開発を実施した場合に助成	支援実施経費 実費相当額の2/3(上限500万円、業界検定は1,000万円)
27 職場適応訓練費	
都道府県労働局の委託を受けて行う職場適応訓練を助成	一般の職場適応訓練(月額) 2万4千円(重度の障害者以外) 2万5千円(重度の障害者) 短期の職場適応訓練(日額) 960円(重度の障害者以外) 1,000円(重度の障害者)

【ハローワーク】

(注)助成金の財源は事業主拠出の雇用保険二事業です。★が付されたものは障害者雇用納付金制度、☆が付されたものは財源の一部が一般会計です。職場適応訓練費は、雇用関係助成金とは異なりますが、事業主拠出の雇用保険二事業を財源とする制度です。

お問合せ先一覧表

所属名	所在地	電話番号	管轄区域
ハローワーク下田	下田市4丁目5-26	0558-22-0288	下田市、賀茂郡
ハローワーク三島	三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎1階	055-980-1302	三島市、伊豆市、熱海市 伊豆の国市、函南町
〈ハローワーク伊東〉	伊東市大原1丁目5-15	0557-37-2605	伊東市
ハローワーク沼津	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎1階	055-931-0145	沼津市、裾野市、 駿東郡のうち清水町・長泉町
〈ハローワーク御殿場〉	御殿場市竈字水道1111	0550-82-0540	御殿場市、駿東郡のうち 小山町
ハローワーク富士	富士市南町1-4	0545-51-2151	富士市
ハローワーク富士宮	富士宮市神田川町14-3	0544-26-3128	富士宮市
ハローワーク清水	静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎1階	054-351-8609	静岡市のうち清水区
ハローワーク静岡	静岡市駿河区西島235-1	054-238-8605	静岡市のうち葵区、駿河区
ハローワーク焼津	焼津市駅北1丁目6-22	054-628-5155	焼津市、藤枝市
ハローワーク島田	島田市本通1丁目4677-4 島田労働総合庁舎1階	0547-36-8609	島田市、榛原郡のうち 川根本町
〈ハローワーク榛原〉	牧之原市細江4138-1	0548-22-0148	牧之原市、榛原郡のうち 吉田町
ハローワーク掛川	掛川市金城71	0537-22-4185	掛川市、菊川市、御前崎市
ハローワーク磐田	磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎1階	0538-32-6181	磐田市、袋井市、森町
ハローワーク磐田 駅前庁舎	磐田市中泉1丁目6-16 天平のまち2階	0538-21-3662	同上 (求人・助成金業務)
ハローワーク浜松	浜松市中区浅田町50-2	053-541-8609	浜松市のうち中区、東区、 西区、南区、湖西市
ハローワーク浜松 アクトタワー庁舎	浜松市中区板屋町111-2 アクトタワー7階	053-457-5161	同上 (求人・助成金業務)
〈ハローワーク細江〉	浜松市北区細江町広岡312-3	053-522-0165	浜松市のうち北区
〈ハローワーク浜北〉	浜松市浜北区沼269-1	053-584-2233	浜松市のうち天竜区、浜北区
静岡労働局職業安定部 職業対策課	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-271-9970	県内全域
静岡労働局 雇用環境・均等室	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階	054-254-6320	県内全域
独立行政法人 高齢・障害・ 求職者雇用支援機構 静岡 支部 高齢・障害者業務課	静岡市駿河区登呂3丁目1-35	054-280-3622	県内全域

※ 〈 〉は出張所